

住宅の応急修理制度にかかる説明会

令和8年9月9日（水）10時～
羽咋市役所4階（401会議室）

次 第

（応急修理）

1. 制度の概要・ポイント P1～8
2. 手続き・提出書類について P9
3. 制度の対象となる工事例 実施要領 P7、8

別添 Q & A

（緊急修理）

1. 制度の概要・ポイント P10～15
2. 手続き・提出書類について 実施要領

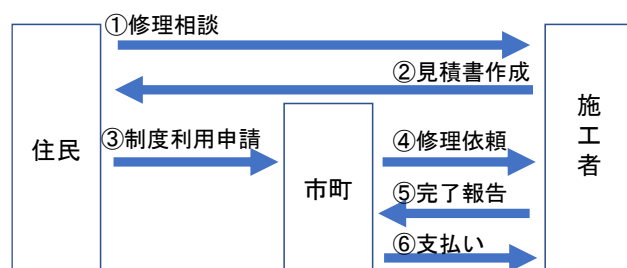
住宅の応急修理制度について（災害救助法）

概要

「応急修理制度」は、大雨により被害を受けた住宅の応急修理について、住民からの申込みに基づき市町が施工者に修理を依頼し、実施するものです。

修理対象は、屋根や壁・窓、台所・トイレなど日常生活に必要不可欠な部分が対象となります。

※はじめに、ご自身で施工者を選定し、修理の箇所や内容を調整の上、市町に申し込んでください。選定された施工者に対し、市町が修理を依頼します。



イメージ図 大まかな修理（手続き）の流れ

★大雨被害に対する応急修理の注意事項

- ・ 大雨による被害と直接関係のある修理が対象です。
※ 大雨により被害を受けたことがわかるように工事前の写真を撮影してください。
- ・ 土砂等の撤去・処分費、消毒費は、応急修理の費用に含めることはできません。
- ・ 住宅が半壊以上の被害を受け、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる場合は応急仮設住宅（みなし仮設）との併用が可能です。詳細については市町の担当窓口にご相談ください。

対象区域・対象者

対象区域：羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町

対象世帯：上記市で、大雨による被害を受けた住宅が罹災証明書で、「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の被害を受けた世帯
（「全壊」の場合でも修理により居住が可能となる場合は、対象となります。）

対象建物：令和8年8月27日からの大雨により被害を受けた住宅

※納屋や車庫、空き家は対象となりません。

費用の限度額（1世帯あたり）

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊：757,000円以内

準半壊：367,000円以内

※費用は市町から施工者に直接支払います。

※限度額を超える部分は、自己負担となります。

完了期限

令和8年11月26日（状況に応じ延長の場合あり）

【応急修理制度の趣旨】

日常生活に必要最低限の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたもの

【応急修理実施のポイント】

- ・ 大雨による被害と直接関係のある修理が対象です。
- ・ 災害により損傷をうけた箇所（部分）が本制度の修理対象です。（災害の難を逃れたものは対象外です。）
- ・ 以下は本制度の対象外です（例示）。
 - ・ 空き家や納屋、車庫
 - ・ 靴箱、収納（床下収納含む）、仏間、床の間
 - ・ 住宅設備等のグレードアップ
- ・ 住宅設備等については、取替え前後の品番の撮影やカタログの写しを用意してください。
- ・ エアコン等の家電は、対象外となります。
- ・ 写真の撮影は必須。（工事前、工事中、工事後）

→工事前に撮影できなかった場合は「証拠写真代替資料」を添付する

【その他】

- ・ 応急仮設住宅（賃貸型）との併用も可能。

→半壊以上で、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれ、他の住まいの確保が困難な者に限る。

併用の場合、応急修理の申込み後に応急仮設住宅（賃貸型）の申込が必要。

【大雨関係の主なQ & A 抜粋】

質問	回答
浸水した部分の床壁の修繕は対象となるか。 (断熱材、石膏ボード張替など)	一度、浸水した断熱材はカビの温床となる可能性が高いため、交換の対象として差し支えありません。 その際、石膏ボードを外す、壊す等せざる得ない場合も張替えの対象となります。
壁の修理について、床上20～30cm程度浸水した場合、浸水した部分のみの壁を修理することは不可能だと考えるが、上まで修理することを対象とすることができるのか。	修理業者において上部まで交換する方が良いと判断するのであれば、交換して差し支えありません。 一般的には、床上20～30cmであれば、床上から50センチ程度を切り取り、壁内の断熱材を抜き取り、乾燥をさせてから、修理する方法も考えられます。
床上浸水により汚泥が堆積し、洗い流しても悪臭が取れない、 カビが発生するなど、そのままでは生活できない場合、破損はなくても修理の対象となるのか。	汚泥や悪臭により使用できないと判断した床や壁については、応急修理の対象として交換等して差し支えありません。 また、床と併せて畳などの修理を行う場合も対象となります。
床板を修理するうえで、床下断熱材は対象となるか。	浸水した床下断熱材はカビの温床となる可能性が高いため、その交換については応急修理の対象として差し支えありません。

住民周知用チラシ（イメージ案）

災害により住宅に被害を受けた方へ重要なお知らせです。



応急修理制度の利用に当たっては、
被害箇所・修理箇所が分かるよう
“写真”を撮影して下さい。

カメラがない場合はスマホで構いません。必ず写真を撮影してください。

住宅の応急修理制度をご活用いただくに当たっては、修理を行う箇所について被害状況が分かるように写真を撮影する必要があります。
撮影に当たっての留意点等は以下のとおりです。

<撮影上の留意点>

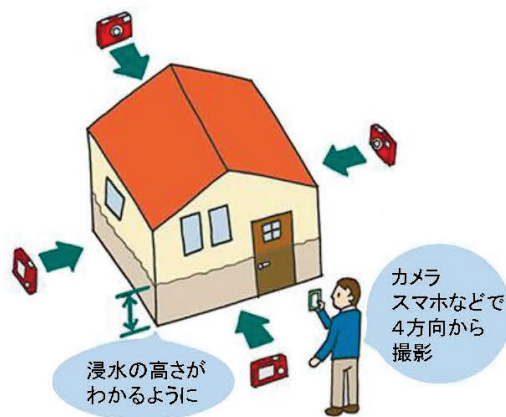
- (1) 外観（壁、玄関、窓、屋根など）の亀裂、剥がれ、歪みなど
 - ✓ 浸水高が分かるようにメジャー等で高さが分かるように撮影しましょう。
メジャー等がない場合は浸水高を指さして撮影しましょう。
 - ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。
室外で撮影する際は、逆光による白飛び等や明るさ不足による濡れに注意してください。
また、屋根など撮影に危険が伴う場合は修理業者に依頼してください。
- (2) 室内（床板、扉、壁など）のめくれ、反り、腐食、脱落など
 - ✓ 被災した部屋ごとの全景写真を撮影しましょう。
片付け等をした後だと被害状況が分からなくなってしまうので、事前に撮影しましょう。室内で撮影する際は、明るさや手ぶれに注意してください。また、フラッシュをたいた場合は光の反射に注意してください。
 - ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。
- (3) 設備（キッチン、トイレ、浴槽、給湯器など）の破損、故障など
 - ✓ 破損箇所・故障箇所が分かるように撮影しましょう
 - ✓ 設備の型番・形式等が分かる写真も併せて撮影しましょう
応急修理制度は被災前の同等品への修理・交換が対象となります。

<修理業者の方にもお伝えください>

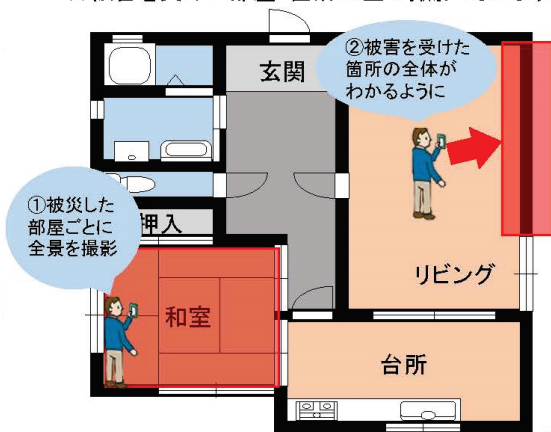
- ✓ 工事の修理中、修理後の写真も必要となります。修理業者に撮影を依頼しましょう。



<イメージ図>



★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。



146

4

（参考）被災した自宅の写真撮影について

被害認定や応急修理の申請時には、自宅の被災状況のわかる写真等の添付が必須となる。

被害状況や修理状況の正確な把握を行うため、被災者や修理業者等に対して、
応急修理等の申請書類を配布する際など、**修理前、修理中、修理後の写真撮影**
を行うよう周知徹底願いたい。

○ 修理前状況写真の撮影（被災者又は修理業者が撮影）

風水害等により被災した場合は、破損箇所や修理状況を撮影する際、以下の箇所を必ず撮影すること。

(1) 外 観（亀裂、剥がれ、歪みなど）

- ① 浸水高が判るようにメジャー等で高さが判るように撮影
- ② 屋根瓦などのズレや破損状況を撮影
- ③ 玄関、窓（サッシ）、外壁等の破損状況を箇所別に撮影



(2) 室 内（めくれ、反り、腐食、脱落、カビなど）

- ① 居室など浸水・カビ発生等の状況がわかるよう撮影
- ② 廊下、台所、トイレ、浴室、各居室の扉や内壁・間仕切壁など修理の対象となる箇所を撮影（床材のめくれ、反り、カビ、腐食など）
- ③ 浸水した断熱材などが脱落している状況やカビている状況を撮影

(3) 設 備（破損、故障など）

- ① キッチン、トイレ、浴槽、洗面台、給湯器などの故障箇所・破損箇所が判るように撮影
- ② 設備の型番・形式等が判るように撮影し、修理後に設置した設備と同等品であることが判るようにすること。

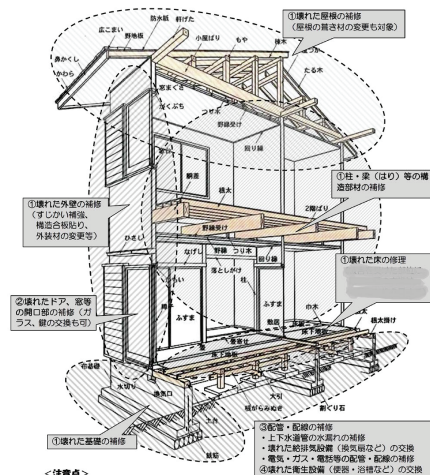
※ 屋根などの撮影を行う際は転落しないよう十分に気を付けること。
自分で撮影できない箇所等は施工業者に撮影して貰うなどすること。

○ 修理中・修理完了後の写真撮影（修理業者が撮影）

修理箇所を施工段階から完了まで撮影すること。以下、一例を挙げる。

- ① 床の修理：根太の交換⇒断熱材交換⇒下地材交換⇒床材（畳）交換
- ② 設備交換：故障した設備の取り外し⇒故障箇所確認⇒製品の交換
- ③ 屋根修理：足場設置⇒古い屋根材の撤去⇒野地板交換⇒防水シート交換⇒屋根材（瓦）の設置⇒雨どい交換など⇒足場撤去

カメラ・スマホなどで4方向から撮影



147

5

写真を撮り忘れた場合の代替措置による証明について

- 修理前又は修理中のいずれかの写真を撮り忘れた場合において、応急修理の申請を行う際には、修理業者が修理前の状況、修理を行わなければならない状況等について図面に破損箇所等を印した上、破損状況等を記載し、どのような応急修理を施工するか（施工したか）を詳細に『「被災した住宅の応急修理」証拠写真代替資料』（以下、「資料」）に記載し、修理業者が証明することで、証拠写真の代替となる。
- 証明書については、被災者や自治体が代筆することは認めない。
（また、単に「修理を急いでいたため、写真を撮り忘れた」等の理由は証明とは見なさない。）
- 「資料」は撮り忘れた証拠写真の代替手段ではあるが、「資料」を使用する場合は、真にやむを得ない場合であり、必ず写真の提出を依頼すること。

施工前・施行中の写真を撮影していない場合の取扱い
令和5年〇〇月〇〇日

「被災した住宅の応急修理」証拠写真代替資料
〇〇県知事又は〇〇市区町村長 殿

施工業者名	〇〇〇工務店
代表者	代表取締役 〇〇 〇〇
電話	*****-*****
メール	*****@*****.co.jp

災害名	令和4年台風第14号による災害				
自治体名	〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇				
修理物件	〇〇 〇〇邸（住所：）				
被害区分	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊
実施期間	令和〇年〇〇月〇〇日 ～ 令和〇年〇〇月〇〇日				
修理金額	円（自己負担分）		円		

（被災者氏名）邸の修理に際し、証拠である写真を撮り忘れたことから、施工前、施工中の証拠写真の代替として、下記のとおり「救助の必要性」「内容の妥当性」を証するため下記資料を提出し、これを証明します。

※ 施工後の写真は現時点においても撮影は可能であるため、写真が無いということは認めない。被災者の了解を取り、必ず写真撮影を行うこと。

記

【施工前の被災状況】
〇〇 〇〇邸図面（1階）
※損傷箇所が判るようにすること（破損箇所は赤枠で示す）



〇〇 〇〇邸図面（2階）
※損傷箇所が判るようにすること

○修理箇所（応急修理として申請する箇所）

1 LDK (16帖相当)	（破損状況説明） 床上浸水により、根太が腐食、床・壁の断熱材が吸水し脱落。フローリング下地板の腐食、床板に反り、壁板の腐食、カビの発生交換する必要がある。 （破損材料） - 根太：〇〇箇所が腐食 - 断熱材（床）：吸水により脱落 - 床下地板：腐食により交換 - フローリング材：反りにより交換 （交換材料） - 根太：ヒノキ材で交換 - 断熱材（床）：グラスウールに交換 - 床下地板：木下地〇mmで敷込 - フローリング材：ヒノキ無垢材で対応
2 玄関 (収納は対象外)	（破損状況説明） 玄関タイルの割れ、モルタルの亀裂、巾木・見切りの損傷、玄関ドア破損交換 （破損材料） - 玄関タイル：破損 - モルタル：亀裂 - 巾木・見切り：破損 - 玄関ドア：破損 （交換材料） - 玄関タイルの交換 - モルタル亀裂：コーキング材充填 - 巾木・見切り：ヒノキ材で補修 - 玄関ドア：同等品に交換 （メーカー、品番）

1486

災害に係る住家の被害認定

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。（災害対策基本法第90条の2）

■災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年作成、令和3年最終改定）

- ・市町村が災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、地震・水害・風害等の災害ごとに住家の経済的被害の標準的な調査方法を定めたもの
- ・固定資産評価を参考に、原則として、部位（基礎、柱等）別の損害割合を算出し、それらを合計して住家全体の損害割合を算出して判定

■災害の被害認定基準等

被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない (一部損壊)
損害基準判定（住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合）	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

※「災害の被害認定基準について」（令和3年6月24日付け府政防第670号）による。

150

7

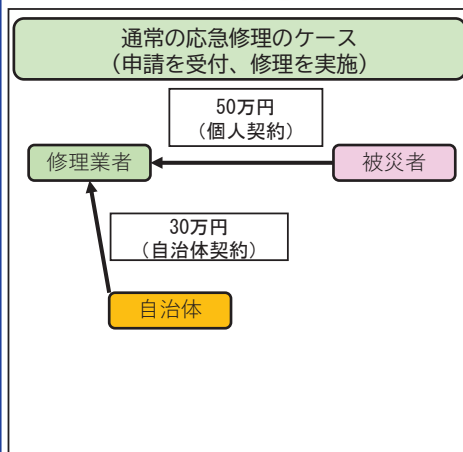
住宅の応急修理に関する留意事項

被災者の中には、住宅の応急修理について自治体が相談・受付を開始するよりも前に、修理業者に工事を依頼している場合が見受けられる。

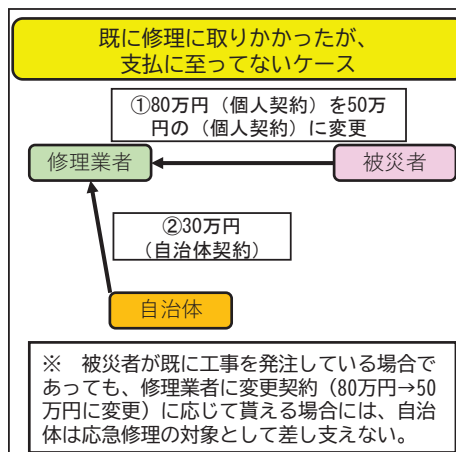
このような事案が発生しないよう自治体において速やかな相談・受付体制の整備を行う必要があるが、当該事案が発生した場合には以下の取扱いとなるので参考にされたい。

「準半壊」の罹災証明書を受けた被災者が、修理総額80万円の工事について、30万円分を応急修理として行う場合

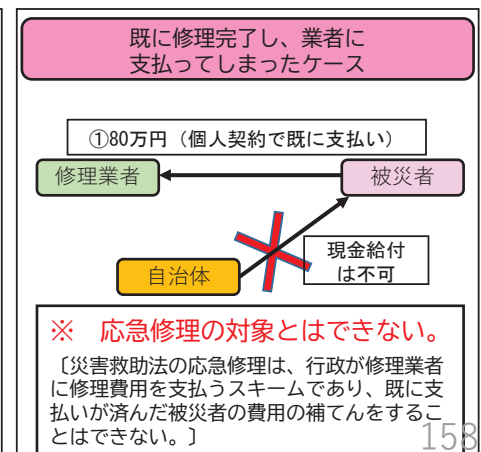
◎対象



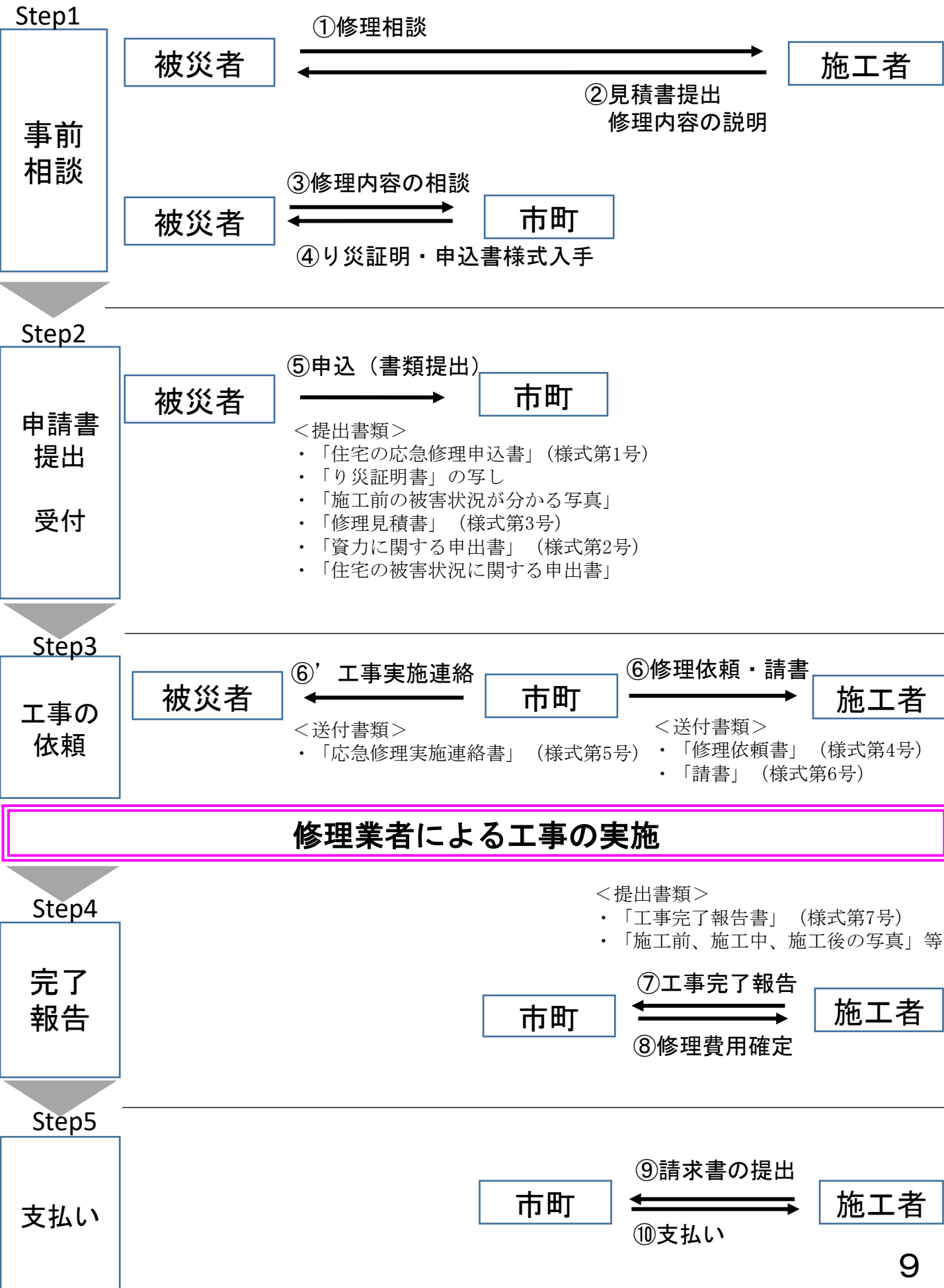
◎対象



×対象外



【 応急修理手続きの流れ 】

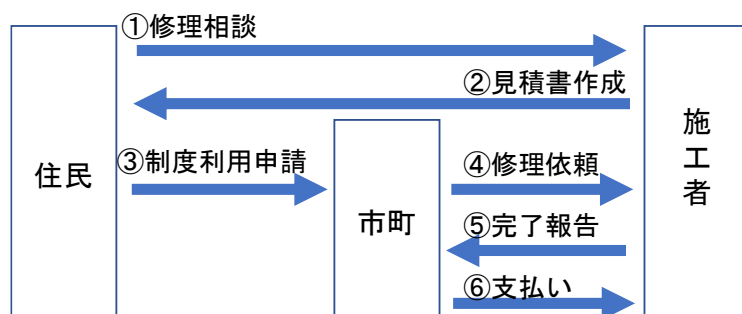


住宅の緊急の修理制度について（災害救助法）

概要

「住宅の緊急の修理制度」は、住宅が大雨で被害を受けた後、雨水の侵入等を放置することにより被害が拡大することを防ぐため、住民からの申込みに基づき市町が、屋根、外壁等の必要な部分に対して、施工者にブルーシートの展張等の修理を依頼するものです。

緊急の修理対象は、屋根や外壁等へのブルーシートの展張等が対象となります。



イメージ図 大まかな修理（手続き）の流れ

★被害から修理完了までのポイント

- ・大雨による被害と直接関係のある修理が対象です。
- ・写真の撮影は必須です。（工事前、工事後）
- ・対象は資材費及び修理に要する施工費等が対象です。※DIY やボランティアによるものは対象外です。
- ・自治体等から無償で提供された資材を使用する場合、資材費は対象外です。

対象区域・対象者

対象区域：羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町

対象世帯：準半壊程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住宅の被害が拡大するおそれがある世帯

※納屋や車庫、空き家は対象となりません。

費用の限度額

1 世帯あたり 56,400 円以内

※費用は市町から修理業者に直接支払います。

※限度額を超える部分は、自己負担となります。

完了期限

令和8年9月27日（延長しました）

※ 制度の活用・相談は各市町の窓口へお問い合わせください。

連絡先は県 HP をご確認ください。

9-① 住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理） 【準半壊以上（相当）】

主 な 留 意 事 項

- 令和5年6月16日内閣府告示第91号 本告示は、公布の日から施行され、改正後の規定は、令和5年4月1日から遡及して適用する。
- 屋根等に被害を受けた被災者の住家へのブルーシート等の展張をすることで、被災者の住宅の損傷被害の拡大を防止する。具体的には、
 - ・ 屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張
 - ・ 損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニア板による簡易補修による風雨の浸入の防御
 - ・ アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張（損傷した住宅前の歩行者の安全確保のため）などが対象になる。
- 住家の被害の拡大を防止する観点から、被害認定調査よりも早い段階でブルーシートの展張等の緊急的な修理を行うことから、住宅の被害状況について現場の目視による確認又は被災者が持参した写真等により判定を行い、救助の時期を逸しないよう速やかに実施すること。
- 「救助の必要性」、「内容の妥当性」を示す事実を確認する必要から、施行前、施工後の写真撮影を行うこと。

1 1

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（判断方法）

損害割合の基準確認（判断方法）

ブルーシート等の展張などの緊急修理については、救助の時期を逸しないためにも、発災後、速やかに対応する必要がある。このため、被害認定調査の結果を待ってから、対応するのでは間に合わない。（その間に、降雨があれば、住宅の被害はさらに拡大してしまう。）

したがって、ブルーシート等の展張などの緊急修理については、**現場確認や被災者が申請時に持参する写真等**に基づき、準半壊以上（相当）か否かについて、判断を行うこととする。

（判断方法）

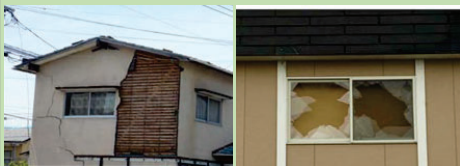
- ・ 被害認定調査における損害割合の算定方法に準じて、自治体職員が判断する。
- ・ 例えば、屋根、外壁、窓（建具）等の貫通等の損傷があり、ひとたび降雨があれば浸水を免れない場合は、準半壊以上（相当）と判断してよい。
- ・ 現場確認や被災者が持参した写真等に基づき判断する。
- ・ 現場確認を行う場合も判断の客観性確保のために、現場確認を行う者が追加の写真を撮影する。
- ・ 判定を不服とするケースも想定されるが、この場合については、現場確認等により再調査を行う。

屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張（持家、借家）



- ・ 瓦のズレ
- ・ 下地材が露見等

損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニア板による簡易補修による風雨の浸入の防御（持家、借家）



- ・ モルタルの脱落、クラック等
- ・ サッシ窓の破損、歪みによる柱の隙間等

アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張（路面箇所に限る）
（損傷した住宅の前を歩行する通行人の安全確保）



- ・ タイルやモルタルの落下、
- ・ 屋根瓦の落下等

※ これらの「事例」については、あくまで、救助実施主体である都道府県等の判断の参考にするために掲載するものであり、これらに対象が限定されるものではない。

1 2

(参考) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 (作業留意点)

被害が生じている屋根の上でのブルーシート等の展張作業は、できるだけ、適切な装備、器具を有する職人をお願いしてください。

ご自身 (DIY) で作業を行わなければならない場合は、経験者 (高所作業の経験を有するボランティア等) と一緒に作業を行ってください。

ご自身で作業する場合の留意点

- 屋根の上での高所作業は必ず2名以上で作業をすること。(1人では作業しないで!)
- 屋根からの落下防止のため、必ずヘルメットや命綱、安全帯を装着すること。
- 雨の降り始めや雨が止んだ直後、屋根の上は大変滑りやすいため、作業を行う際は、細心の注意を払うこと。(降雨時は作業をしないこと。)
- ハシゴや脚立で屋根に昇降する際は、重量物 (ブルーシート等) を持たないこと。(修理に必要な資材は家の中から運ぶこと。)

※ 推奨されるブルーシート (#3000) は5.4m×7.2mで1枚で約 5.6キロある。

- 長期間、修理等を行っていない住家では、屋根の下地が腐食していることもあるため、屋根の上を移動する際は、注意して歩行すること。
- 厚手のブルーシートでも、天候によっては半年程度で劣化するため、なるべく早く修理を行うこと。(ブルーシートは緊急の修理のため、早急に応急修理を行うこと。)
- 「救助の必要性」、「内容の妥当性」を示す事実を確認する必要から、施行前、施工後の写真撮影を行うこと。

※ スマホでもカメラでも構わないので、被害の状況が分かる写真と修理後の写真を撮影しておくこと。

1 3

(参考) 屋根に被害を受けた住家に対するブルーシート展張の方法

施工方法

☆下準備

テープが付きやすいように瓦をきれいにする

【手順1】

山の部分に先に貼ると隙間が出来てしまう為
瓦の谷の部分 (へこんでる部分) に縦にテープを貼る

【手順2】

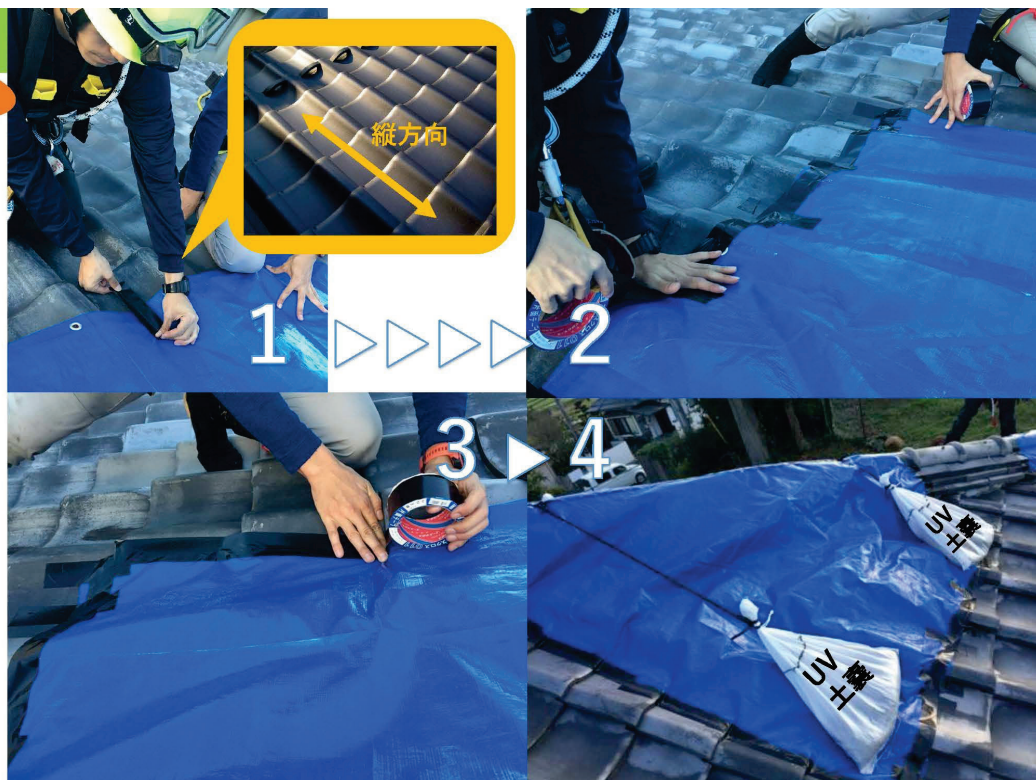
防水テープをブルーシート中央から左と右に風が入らないようにしっかりと貼る

【手順3】

縦のブルーシートの部分 (まだ貼っていない側) にも、防水テープを貼る

【手順4】

防水テープを貼るとしわが入る為その部分に土嚢を載せる



※ 資料作成・協力・監修 ※

作成：千葉県台風15号被害ブルーシート救援NPO団体検討委員会

協力：特定非営利活動法人 JVOAD

監修：特定非営利活動法人 災害救援レスキューアシスト

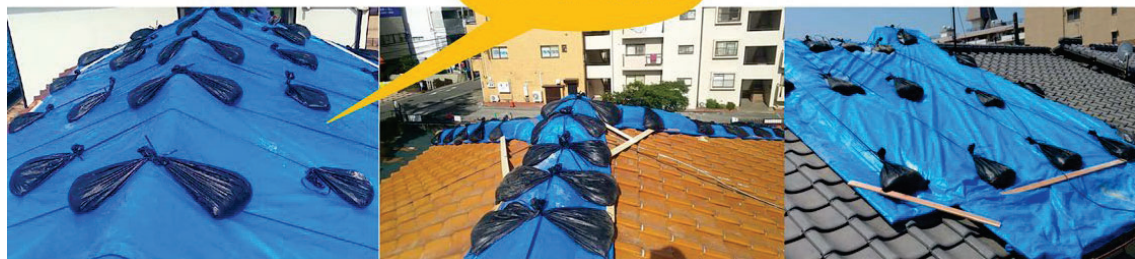
1 4

土嚢の置き方

ポイント

- 土嚢は棟をまたいで均等の距離でおく
- 土嚢でおさえる場合、幅はだいたい1mビッチくらいで
- 必ずマイカ線で屋根から落下しないように結ぶ
- ☆UV土嚢袋が無い場合（白い土嚢袋）は、三枚重ねて使用

マイカー線で落下防止！



危険！！！！

- 瓦やガレキを入れると袋が破れて地上に落下する危険大
- UV土嚢袋を使わなかった場合、2か月くらいで劣化し、中身が飛び出ます
- 土を使った場合、UV土嚢袋でも、植物などが生えてくる可能性が高いです
- ☆土嚢の中身は、砂またはバラスがオススメ

ダメな例



《資料作成・協力・監修》

作成：千葉県台風15号被害ブルーシート救援NPO団体検討委員会

協力：特定非営利活動法人 JVOAD

監修：特定非営利活動法人 災害救援レスキューアシスト